

# 代理店条件表



※助成金は100%受給を保証出来るものではありません。実際当社の受給率は98%を超えておりますが、以下の条件により当初助成金が受給出来ると判断されている場合でも受給出来なくなる場合があります。御社の大切なお客様だからこそ、貴社との信頼関係を守るため、十分にリスク面についてはご理解頂いた上でご紹介よろしくお願い致します。

#### 不支給事由

年度	年度により今まで通過していた内容でも審査基準の大幅な変更により受給 条件が全国的に大きく異なってくる場合があります。
計画と内容相違	計画時にお申し込み頂いた内容と実際支給申請の際に内容が異なっている 企業様は少なくありません。
エリア・担当者	申請するエリアや担当者によって全く同様の内容でも不支給となる場合が あります。
追加書類	上記都合により、審査方法も都道府県毎に異なることがあり、複数回書類 の依頼を重ねる場合があります。

キャリアアップ助成金	当社基本販売価格	社基本販売価格 貴社報酬額 <b>宣</b>	
基本申請費用	70000	20,000	
月額費用/人	25000	5,000	
成果報酬費用	<del>25%</del> →20%	3%	

支払い日

#### 入金が確認出来た時をベースに末締めの翌月5日払い

※支払いサイクルが非常に短いため、5日を過ぎた請求書は翌月入金となります。



申請条件

**√** 

雇用保険(法人は+社会保険)に加入している

半年以内に雇用保険加入者を解雇していない



対象者が3親等以内ではない



**雇用保険加入後6ヶ月以上3年以内**の従業員であること

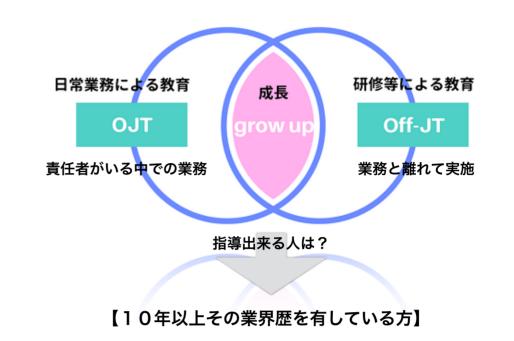


# 有期実習の業務提携



1 有期実習型訓練とは?

有期雇用労働者に対し、指導や育成を行うことを予め国に申請し、その内容通りにOJTとOFFJTを実施することで受給可能な助成金です。助成金を事前に申請して業務を行うだけで効率的に育成出来、約時給756時間分の助成金を受給出来ます。



2 受給要件



対象事業主				
雇用保険(法人は+社会保険)に加入している	対象者が3親等以内ではない			
半年以内または申請中に雇用保険加入者を解雇していない	認定による <u>計画に基づき、訓練を実施</u> すること			
有期雇用労働者で実施すること	全従業員が <mark>2名以上</mark> であること			
※制度終了後 正為	<b>十昌戻田を行う</b> アと			

3 メリット性

	当社メリット	企業メリット	貴社メリット
基本申請費用	助成金申請を代行出来る	教育に支払った費用や時給の一 部が返ってくる	企業様に最大実質無料で教育訓 練を行える

## 4 教育訓練に掛かる費用

	OFF-JT時間数	OFF-JT時給	経費負担額	+正社員転換
	100時間未満		10万円(7万円)	15万円(10万円)
OFF-JT時間数	100~200時間	760円 (960円)	20万円(15万円)	30万円(20万円)
	200時間以上		30万円(20万円)	50万円(30万円)



## 実施内容の流れ



## 1 キャリアコンサルティングの実施

実施を行う前、**対象従業員様とキャリアコンサルタントで面談**を実施して頂きます。 面談内容については、対面にて当制度の必要性の有無を確認します。



※コンサルタントの面談には別途費用が発生します。 35,000円+10000円/人

#### 2 OFF-JTのカリキュラムを作成

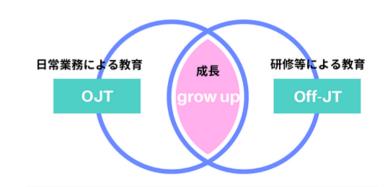
申請を行う前、弊社にてOFF-JT、OJTに係るカリキュラムを作成します。都道府県により申請方法は異なりますが、OFF-JTを行う日時を決定して頂きます。



都道府県により作成方法が変更される場合があります

## 3 制度開始後に通常通り働きましょう!

制度開始したからと構える必要はありません。OJTは責任者のいるところで働くだけ、OFF-JTは②で決めた時間に指導を行うだけです。営業時間ではなく就業時間に行うことで負担がなくなります。尚、実施した証明として、日報を導入頂きます。





受給までの期間は都道府県により大きく異なります。

#### 4 半年経過後支給申請

開始から半年経過後、支給申請開始となり、<mark>提出後順次入金</mark>となります。

- ・6ヶ月間OJTを行なった最大680時間分の時給(760円)が助成されます。
- ・6ヶ月間OFF-JTを行なった最大※76時間分の時給(760円)が助成されます。
- ・料金内訳に研修資料代が含まれるプランがありますが、入金時に※還元されます。

貴社でご用意頂くもの
給料明細、出勤簿
日報
就業規則、雇用契約書

# 不支給要件(一部) 所定労働時間外に実施した訓練 計画通りにカリキュラムを行わない 実施が8割に満たない場合